

(趣旨)

第 1 条 この告示は、四国中央市公営企業（以下「公営企業」という。）が発注する工事の入札、契約における透明性、競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の規定に基づく一般競争入札の実施に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第 2 条 一般競争入札の対象工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める予定価格の工事を一般競争入札に付するものとする。ただし、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 8 条第 2 項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 土木一式工事 5,000万円以上
- (2) 建築一式工事 7,000万円以上
- (3) その他工事 5,000万円以上

(入札参加資格)

第 3 条 四国中央市公営企業契約規程（平成19年四国中央市告示第117号。以下「規程」という。）第 5 条第 1 項第 2 号に規定する資格に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本店、営業所の所在地
- (2) 対象工事に対応する工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可区分
- (3) 対象工事に対応する工種の等級格付け
- (4) 公営企業が発注する工事の指名実績
- (5) 過去の同種工事の施工実績
- (6) 公営企業における工事成績要件
- (7) 配置予定技術者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と定める事項

(入札参加資格の審査方法)

第 4 条 入札参加資格の審査方法は、次によるものとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格 1 億5,000万円以上の入札案件は、入札執行前に審査を行う方法（以下「事前審査型」という。）によるものとし、すべての入札参加者について審査するものとする。
- (2) 予定価格 1 億5,000万円未満の入札案件は、開札執行後に審査を行う方法（以下「事後審査型」という。）によるものとし、最低価格で入札した者から入札価格の低い順に入札参加資格の要件を満たす一の者が確認できるまで審査するものとする。

(審査結果の通知)

第 5 条 管理者は、前条第 1 号の規定による審査の結果を、別に定める入札参加資格確認書により、入札参加者に通知する。

(入札の申込み)

第 6 条 一般競争入札の申込みは、次に定める方法により、指定する期日までに提出しなけ

ればならない。

(1) 事前審査型

別に定める入札参加資格審査申請書、公告で提出を求めた書類

(2) 事後審査型

別に定める入札参加資格審査申請書、公告で提出を求めた書類、入札書

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、正当な理由なく当該入札を辞退することができない。

(入札の執行延期等)

第8条 管理者は、規程第8条第2項に規定するもののほか、入札参加者が2者に満たない場合は、入札を延期し、若しくは中止し、又は取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、当分の間、入札参加者が2者に満たない場合でも入札を執行するものとする。

(無断使用の禁止)

第9条 管理者は、入札参加者から提出された資料等を無断で他の用途に使用しないものとする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日告示第126号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の四国中央市水道局一般競争入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告する入札執行分について適用し、同日前に入札公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月16日告示第19号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の四国中央市水道局公募型指名競争入札実施要綱及び第2条の規定による改正後の四国中央市水道局一般競争入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告する入札執行分について適用し、同日前に公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月30日告示第87号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。